

Q 集団的自衛権の行使が認められると、 実際にはどのようなことが可能になるのですか？

一例として「紛争地域から避難する日本人を乗せたアメリカの艦船が、日本近海で武力攻撃を受ける」という想定について述べます。通常、輸送を目的とする艦船は無防備です。しかし、今までの「自衛権発動の三要件」では、この艦船を自衛隊が守ることはできませんでした。集団的自衛権の行使が可能となり、「新三要件」を満たす場合には、この艦船と乗っている日本人を自衛隊が守ることが可能になります。



Q 今回の安全保障法制の整備では、集団的自衛権ばかり注目されていますが、 その他の分野では何が議論され、何が可能になるのですか？

閣議決定の柱は、(1)武力攻撃に至らない侵害への対処 (2)国連PKOを含む国際協力等 (3)武力の行使に当たり得る活動、以上3つです。(1)は離島等での武装集団の上陸に対する速やかな対処、(2)は海外で日本人が武装集団に襲われた時、一定の条件のもと自衛隊が救出に向かうことを可能にすることが主な内容です。集団的自衛権の行使は(3)に含まれており、全体の一部分に過ぎません。

厳しさを増す国際情勢の中、どんなときにも
国民の生命と平和な暮らしを守りぬくために。
切れ目のない安全保障法制を整備し、
日本の「抑止力」を確かなものにしていきます。

安全保障法制の整備について、
さらに詳しい情報を
ホームページでご覧いただけます。

自由民主党本部

〒100-8910 東京都千代田区永田町1-11-23 <https://www.jimin.jp/>

日本を守る責任。

自民党

www.jimin.jp

国民をしっかりと 守れる国へ。

平和な日本を守るために 「安全保障法制」の整備を進めています

日本を取り巻く安全保障環境は、ますます厳しくなっています。

国民の命と平和な暮らしを守りつづけるために、

どんなときにも安全を守れる法律づくりを進め、

争いを未然に防ぐ力＝抑止力を高めていくことが必要です。

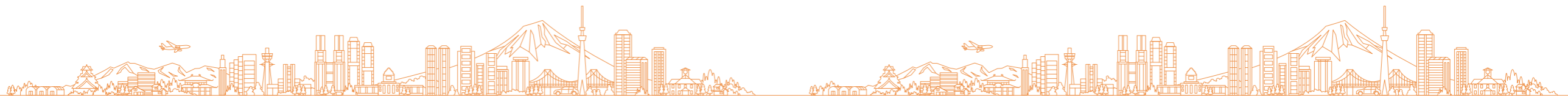
この7月、政府はそのための閣議決定を行いました。

集団的自衛権の行使はそれだけでできるようになるわけではありません。

自衛隊の行動は全て法律に基づいて行われます。

集団的自衛権の行使も、実施のための法律が国会で成立してはじめて可能になります。

政府が法案を準備して国会に提出、その後、与野党で十分に審議します。



「安全保障法制整備のための 新たな取り組み」について、 さまざまな疑問にお答えします。

Q そもそも「集団的自衛権」とはなんですか？
なぜ、今、集団的自衛権の行使を認めないといけないのですか？

自分の国と深い関係にある他国への武力攻撃を、自分の国が直接攻撃されていなくても、
実力で阻止することが正当化される権利です。日本を取り巻く安全保障環境はますます厳しく
なっています。国民の命と平和な暮らしを守るため、
「新三要件」を満たす場合、限定的な集団的自衛権の行使を認めることを考えています。



Q なぜ「憲法改正」という形を取らないのですか？

集団的自衛権についての閣議決定は、
「国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るために、必要最小限の自衛の措置をとる」という、
政府の憲法解釈の基本的考え方を変えていません。憲法を改正する必要はないと考えます。

Q 日本が再び戦争をする国になるのでは？
他国の戦争に巻き込まれるようになるのではないですか？

日本が再び戦争をする国になることは、断じてあり得ません。
「海外派兵は一般に許されない」という原則は不変です。外国の防衛それ自体を
目的とする武力行使は、これからも決してありません。
また、抑止力が高まることにより、むしろ日本が戦争に巻き込まれる可能性は低くなります。



Q 憲法が掲げる平和主義を放棄するのですか？

「憲法の下で認められる自衛権の行使は、必要最小限度の範囲にとどまる」という従来の立場は、
まったく変わりません。「新三要件」を満たす場合、やむを得ない自衛の措置として初めて
武力の行使が許されます。「専守防衛」の方針も不変です。

Q 徴兵制が採用され、若者たちが戦地へ送られるのでは？

全くの誤解・誤報です。

憲法第18条で「何人(なんびと)も…〈中略〉…その意に反する苦役に服させられない」と
定められているなど、徴兵制は憲法上認められません。



Q 抑止力は本当に高まるのですか？
高まることがかえって危険なのでは？

万が一の備えを明確にすることで、抑止力は高まります。
いかなる紛争も、外交的に解決することが前提です。その上での万が一の備え、
すなわち抑止力こそが、万が一を起こさないようにする大きな力となります。かつて、
同じような批判がありましたが、戦後、日本が戦争に巻き込まれたことは一度もありません。



Q 歯止めがあいまいで、政府の判断によって武力の行使が
無制限に行われるようになるのでは？

下の囲みにある「新三要件」が、憲法上の明確な歯止めであり、
政府が恣意的に(都合よく)判断できない仕組みになっています。
さらに、実際に集団的自衛権を行使する場合は、国会承認を求めることになります。



新三要件

【自衛の措置としての武力の行使の新三要件】

武力の行使は、あくまで自衛のために。

以下3つの要件を満たした場合のみに限定されます。

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと